

静岡県における

# 家内労働の現状

令和7年3月

静岡県労働局

# は し が き

この冊子は、家内労働概況調査[令和6年10月]、工賃実態調査等で把握した結果を取りまとめたものです。

なお、主な用語の定義は以下のとおりです。

家内労働者—— 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、原材料等の提供を受け、主として労働の対償を得るために、物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者をいう。

専門的・家内労働者—— 家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する者をいう。

内職的・家内労働者—— 主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助等のため家内労働に従事する者をいう。

副業的・家内労働者—— 他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する者をいう。

補助者—— 家内労働者の同居の親族であって、家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

委託者—— 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者で、その業務の目的物たる物品について家内労働者に委託する者をいう。

代理人—— 委託者の名で家内労働者に委託し、その業務の一部を受け持つなど、委託者のために行為する者をいう。

# 目 次

<b>家内労働の現状</b> -----	1
1 家内労働従事者-----	1
2 家内労働者の概況-----	2
(1) 推    移-----	2
(2) 男 女 別-----	2
(3) 業 種 別-----	3
(4) 地 域 別-----	3
3 委託者の概況-----	4
(1) 委託者数-----	4
(2) 業 種 別-----	4
(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数-----	4
<b>家内労働対策</b> -----	7
1 家内労働に関する取組み-----	7
2 家内労働安全衛生指導員による指導結果-----	7
<b>最低工賃決定状況</b> -----	8
1 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃-----	8
2 最低工賃が設定されている業務について-----	9
(1) カプラー差しについて-----	9
(2) チューブ通しについて-----	9
(3) キャップ通しについて-----	9
<b>参 考</b> -----	10
<b>【資料】</b>	
[伝票式家内労働手帳のモデル様式]-----	資1
基本委託条件の通知-----	資1
注文伝票・受入伝票-----	資2
委託状況届-----	資3
委託状況届の記入要領と記載例-----	資4

# 家内労働の現状

## 1 家内労働従事者

令和6年10月1日現在、静岡県内で家内労働に従事する者の総数は5,794人です。その内訳をみると、製造業や販売業者から委託を受けて、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は5,628人、家内労働者の同居の親族で、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は166人となっています。

表1 家内労働者数、委託者数等の推移

区 分		24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
家内労働従事者数		9,380	8,292	8,159	8,065	8,352	7,196	7,430	6,918	6,528	6,338	6,473	6,463	5,794
家内労働者数		9,058	7,988	7,845	7,774	8,075	7,005	7,194	6,678	6,312	6,126	6,273	6,278	5,628
補助者数		322	304	314	291	277	191	236	240	216	212	200	185	166
家内労働者数	男	914 (10.1)	826 (10.3)	829 (10.6)	894 (11.5)	967 (12.0)	786 (11.2)	791 (11.0)	750 (11.2)	757 (12.0)	722 (11.8)	752 (12.0)	753 (12.0)	716 (12.7)
	女	8,144 (89.9)	7,162 (89.7)	7,016 (89.4)	6,880 (88.5)	7,108 (88.0)	6,219 (88.8)	6,403 (89.0)	5,928 (88.8)	5,555 (88.0)	5,404 (88.2)	5,521 (88.0)	5,525 (88.0)	4,912 (87.3)
委託者数		473	438	429	410	393	346	348	308	300	292	282	274	253
代理人数		44	74	59	56	56	50	50	47	55	54	56	77	71

( )は割合(%)を示す

【参考 表1】 家内労働者数、委託者の推移(全国)

区分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4	R5	R6
家内労働者数	1,415,500	1,223,200	951,800	576,701	358,084	216,625	141,131	114,665	108,539	100,432	98,339	98,035	88,332
委託者数	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,447	7,750	7,500	7,139	7,017	6,869	6,481

「令和6年度家内労働概況調査」より

【参考 表2】 都道府県別家内労働者数

都道府県	家内労働者数(人)	委託者
東京都	7,833	743
愛知県	6,482	342
大阪府	6,144	376
静岡県	5,628	253
埼玉県	3,954	279

「令和6年度家内労働概況調査」より

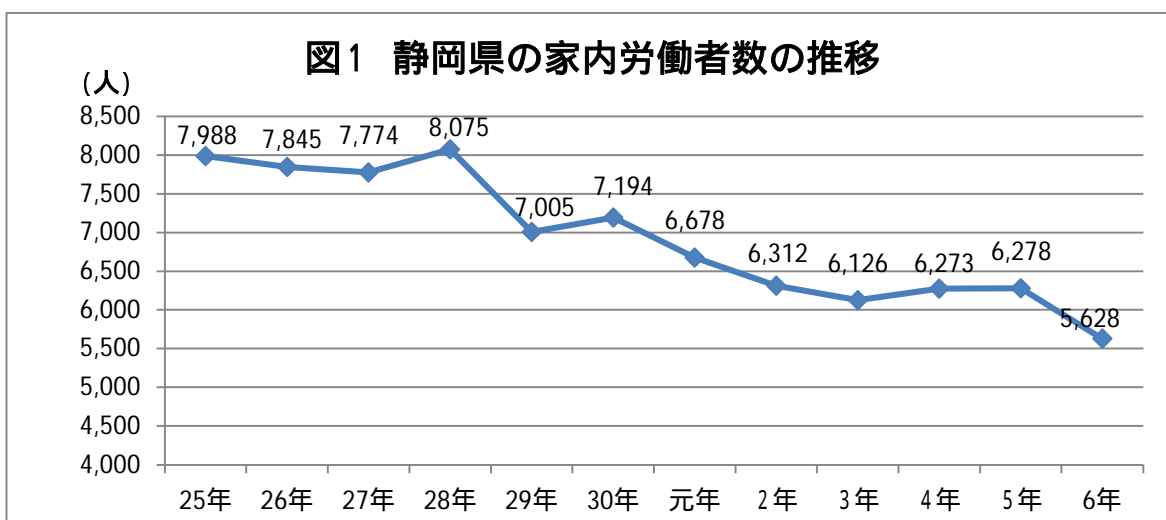
## 2 家内労働者の概況

### (1) 推移

全国の家内労働者数は、家内労働法が制定された昭和45年以降の推移をみると、昭和48年の1,844,400人をピークとして、その後減少が続き、令和6年10月1日現在で88,332人でした(参考 表1「令和6年度家内労働概況調査」より)。

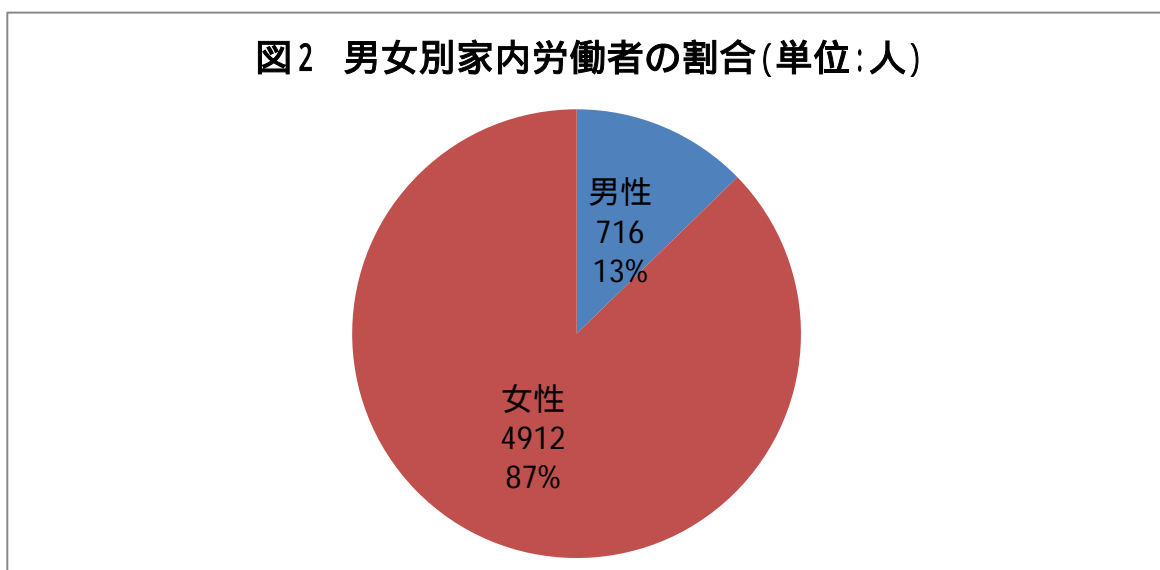
静岡県内においても、長期的には全国と同様、減少傾向で推移していますが、令和6年10月1日現在の家内労働者数は5,628人で、前年より684人減少しました(図1、表1)。

なお、家内労働者数を都道府県別でみると、東京都が最も多く、続いて愛知県、次に大阪府で、静岡県は全国で4番目に多い県となっています(参考表2「令和6年度家内労働概況調査」より)。



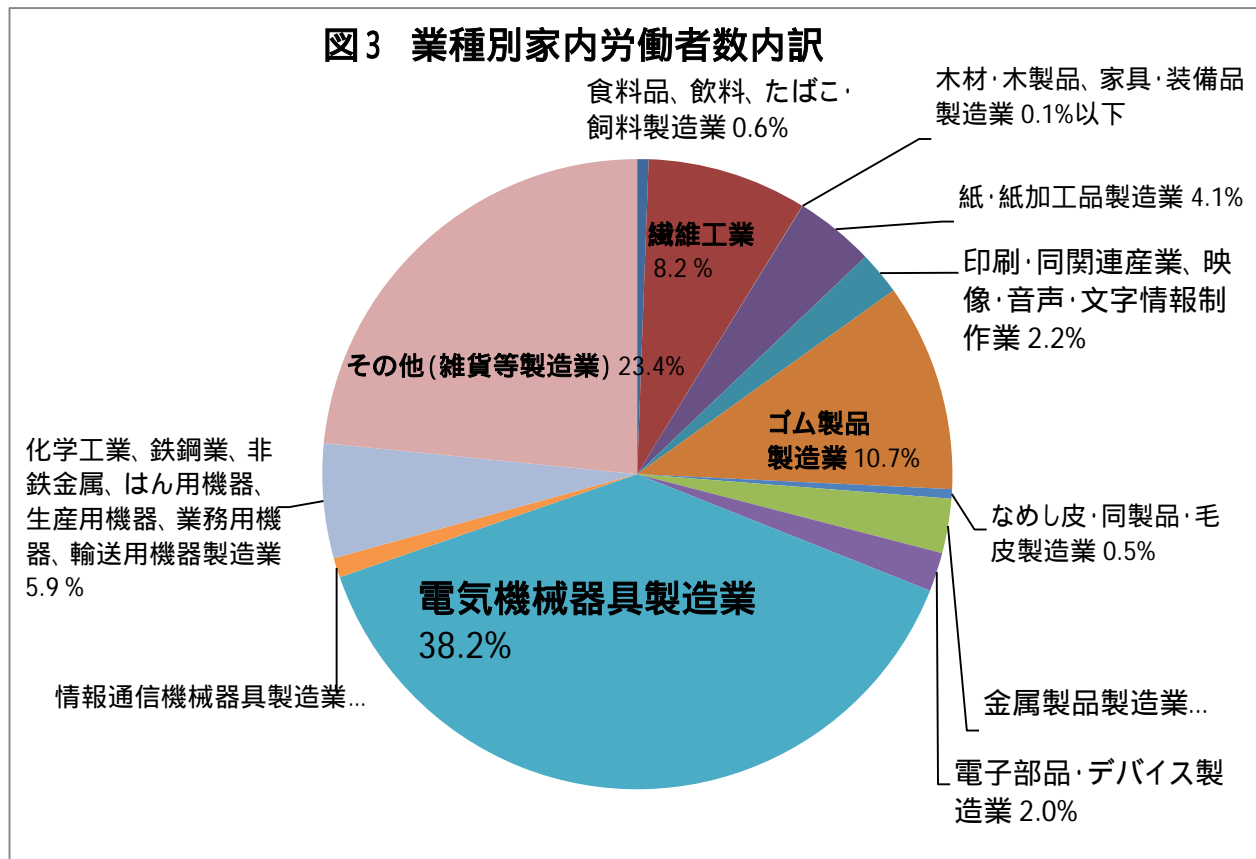
### (2) 男女別

静岡県内の家内労働者を男女別にみると、男性が716人であるのに対し、女性は4,912人で全体の約87%を占めています。(図2、表1)



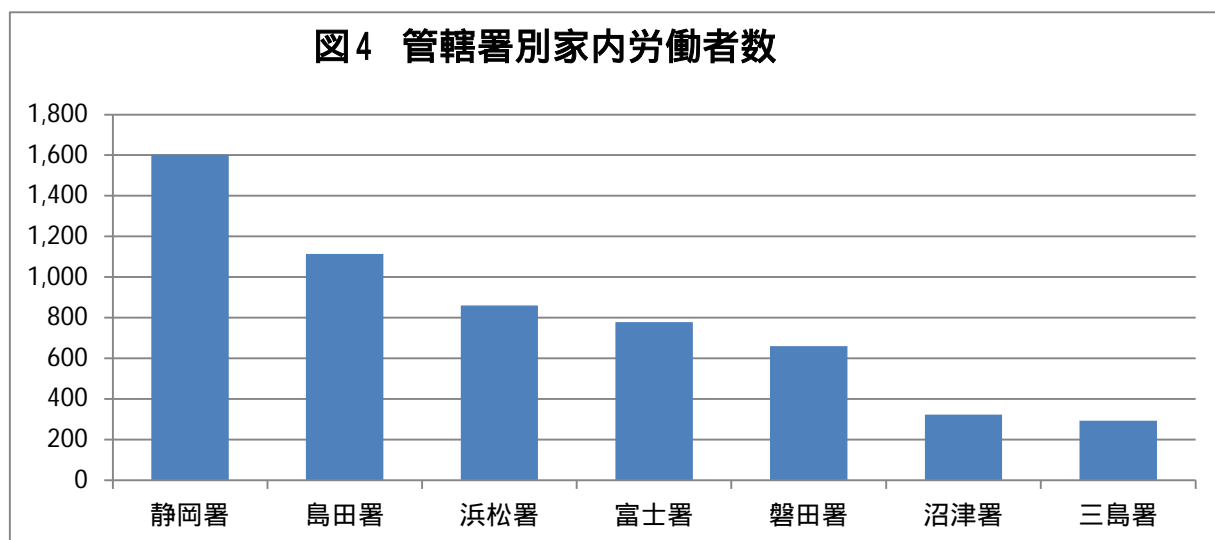
### (3) 業種別

家内労働者数を業種別にみると、カプラー差しなどの電気機械器具製造業が2,176人(38.7%)と最も多く、次いで、プラスチック部品の組付け、日用品加工などのその他(雑貨等製造業)が1,319人(23.4%)、工業用ゴム製品の加工などのゴム製品製造業が600人(10.7%)で、これら3業種で全体の約73%を占めています。(図3、表2)



### (4) 地域別

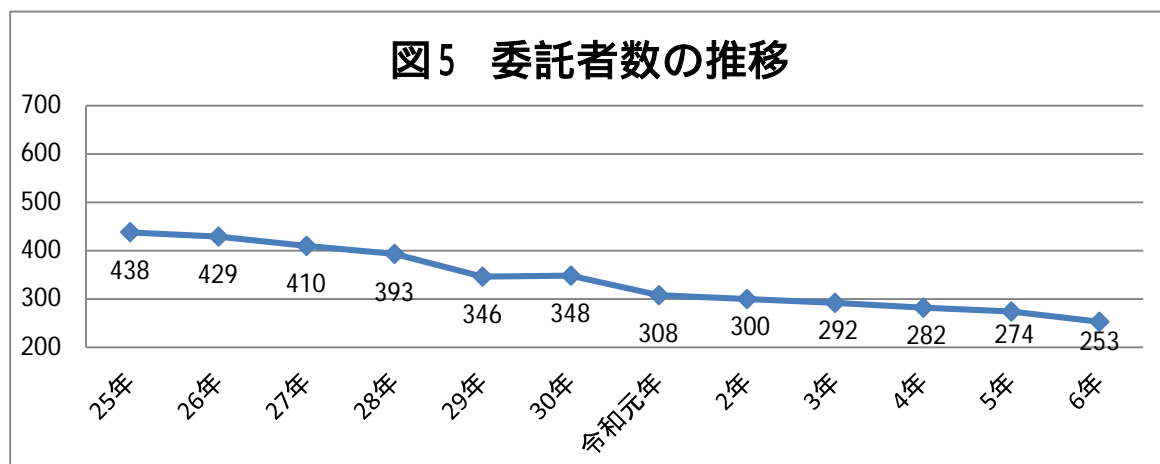
静岡県内の家内労働者数をみると中部地域が全体の約48%を占めており、そのうち静岡署管内(静岡市)が1,602人、島田署管内(島田市、藤枝市、焼津市他)が1,113人となっています。(図4、表3)



### 3 委託者の概況

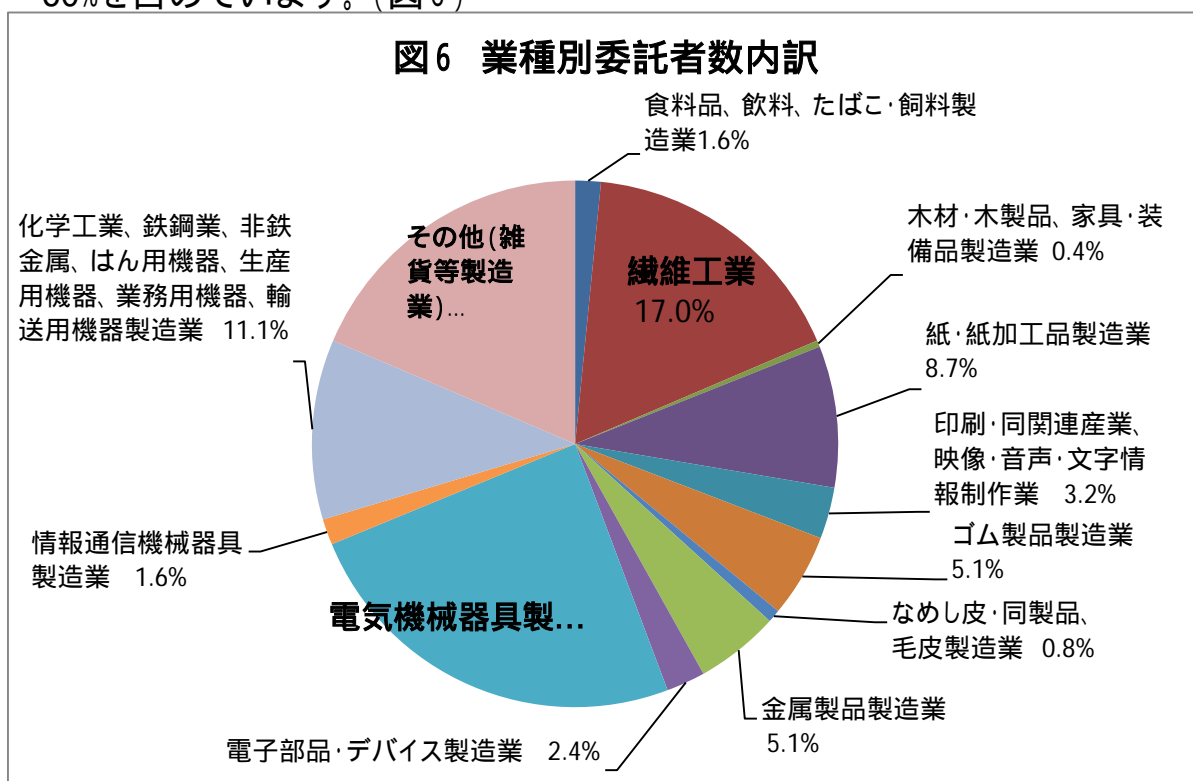
#### (1) 委託者数

令和6年10月1日現在の委託者数は、前年比7.7%減の253でした。(図5)



#### (2) 業種別

委託者数を業種別で見ると、電気機械器具製造業が62(24.5%)、その他(雑貨等製造業)が47(18.6%)、繊維工業が43(17.0%)で、これら3業種で約60%を占めています。(図6)



#### (3) 1委託者当たりの平均家内労働者数

1委託者当たりの平均家内労働者数は22.2人です。業種別で最も多いのがゴム製品製造業で46.2人、続いて電気機械器具製造業が35.1人となっています。(表2)

表2 業種別委託者数・家内労働者数・補助者数等

令和6年10月1日現在

業種 (産業分類番号(中分類))	委託者数	代理人数 (人)	家内労働者数(人)				補助者数(人)				1委託者当たり の平均家内労働者数(人)
			昨年 同期	計	性別		昨年 同期	計	性別		
					男	女			男	女	
食料品、飲料、たばこ・飼料製造業 (E9,10)	4		34	32	-	32	7	-	-	-	8.0
繊維工業 (E11)	43		490	462	43	419	13	7	5	2	10.7
木材・木製品、家具・装備品製造業 (E12,13)	1		1	1	-	1	1	1	1		1.0
紙・紙加工品製造業 (E14)	22	16	248	230	17	213	3	3	2	1	10.5
印刷・同関連産業、映像・音声・文 字情報制作業(E15,G41)	8	3	135	125	7	118					15.6
ゴム製品製造業 (E19)	13	6	566	600	43	557	2	1	-	1	46.2
なめし皮・同製品・毛皮製造業 (E20)	2	1	27	27	1	26					13.5
金属製品製造業 (E24)	13		174	157	42	115	11	8	4	4	12.1
電子部品・デバイス製造業 (E28)	6		95	112	22	90	19	19	3	16	18.7
電気機械器具製造業 (E29)	62	10	2,400	2,176	318	1,858	60	73	35	38	35.1
情報通信機械器具製造業 (E30)	4		72	57	-	57					14.3
化学工業、鉄鋼業、非鉄金属、はん用機 器、生産用機器、業務用機器、輸送用機器 製造業(E16,22,23,25,26,27,31)	28		347	330	52	278	27	24	13	11	11.8
その他(雑貨等) (E18,32)	47	35	1,689	1,319	171	1,148	42	30	11	19	28.1
合 計	253	71	6,278	5,628	716	4,912	185	166	74	92	22.2

表3 署別・業種別委託者、家内労働者数及び主な家内労働業務

業種 標準産業分類番号	署	委託者 (上段)							主な家内労働業務	
		家内労働者数 (下段) (人)								
		三島	沼津	富士	静岡	島田	磐田	浜松		計
食料品、飲料、たばこ・飼料製造業 (E9,10)	委託者				1	1	2		4	健康食品の包装、箱折り、ラベル貼り
	家内労働者				3	5	24		32	
繊維工業 (E11)	委託者	4	3	4	4	2	14	12	43	婦人服等の衣類・フトンカバーその他の縫製、仕上げ、袋入れ、包装
	家内労働者	56	20	47	37	31	118	153	462	
木材・木製品、家具・装備品製造業 (E12,13)	委託者				1				1	下駄鼻緒作り
	家内労働者				1				1	
紙・紙加工品製造業 (E14)	委託者		4	7	5	3	1	2	22	紙器加工・組立、紙袋加工・紐通し、容器箱折・糊付、シール加工
	家内労働者		24	113	48	20	15	10	230	
印刷・同関連産業、映像・音声・文字情報制作業 (E15,G41)	委託者	2	1		2	2		1	8	印刷物へのテープ・ラベル貼り・検査・袋詰め、校正、筆耕、文字打ち
	家内労働者	49	2		23	46		5	125	
ゴム製品製造業 (E19)	委託者			4	2	1	2	4	13	自動車ゴム部品加工、工業用ゴム製品加工・仕上げ、ゴム製品バリ取り・検査
	家内労働者			319	142	12	45	82	600	
なめし皮・同製品・毛皮製造業 (E20)	委託者							2	2	部品組立、パーツの作成
	家内労働者							27	27	
金属製品製造業 (E24)	委託者	1	2	2		2	2	4	13	ねじ加工、部品組付け、検品、袋詰め
	家内労働者	5	9	6		97	26	14	157	
電子部品・デバイス製造業 (E28)	委託者			1	1	2	2		6	部品加工・組立、検査、部品バリ取り
	家内労働者			35	4	31	42		112	
電気機械器具製造業 (E29)	委託者	1	9	6	14	13	6	13	62	ワイヤーハーネス加工・組立・検査・包装、部品の組立、検査、袋詰め
	家内労働者	44	177	190	960	325	101	379	2,176	
情報通信機械器具製造業 (E30)	委託者		1	3					4	部品加工、選別
	家内労働者		7	50					57	
化学工業、鉄鋼業、非鉄金属、はん用機器、生産用機器、業務用機器、輸送用機器製造業 (E16,22,23,25,26,27,31)	委託者		5	2	2	4	14	1	28	自動車等部品の加工・組立・選別・検査・梱包、部品のバリ取り、ラベル貼り
	家内労働者		64	17	66	63	118	2	330	
その他(雑貨等) (E18,32)	委託者	3	3		15	12	6	8	47	プラスチック部品の組立・検査、雛人形の衣装縫製・組立、ラベル貼り、袋詰め・梱包
	家内労働者	139	20		318	483	171	188	1,319	
計	計	11	28	29	47	42	49	47	253	
	家内労働者	293	323	777	1,602	1,113	660	860	5,628	

(令和6年10月1日現在)

# 家内労働対策

## 1 家内労働に関する取組み

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払の確保、最低工賃の決定、安全衛生の確保など家内労働法に基づく諸施策を推進しています。

## 2 家内労働安全衛生指導員による指導結果

静岡労働局では、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に資するため、社会保険労務士等の資格を有する2名を家内労働安全衛生指導員として委嘱し、委託者に対し巡回指導を実施しています。

令和6年度は、26の委託者に対して巡回指導を実施した結果、6の委託者に「家内労働手帳が交付されていない」、「委託状況届が提出されていない」の問題点が認められました。(表4、表5)

表4 家内労働労働安全衛生指導員による指導結果の推移

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施数	21	21	21	39	39	25	25	26	26	26
指導数	18	9	16	18	25	9	9	7	3	6
指導率	85.7%	42.9%	76.2%	46.2%	64.1%	36.0%	36.0%	26.9%	11.5%	23.1%

表5 家内労働安全衛生指導員による指導内容(令和6年度)

項 目			計
指導実施委託者数			26
家内労働者数			男 30 女 326 計 356
指導委託者数			6
指導 内容	家内労働手帳(法3条)	手帳の交付をしていない、委託状況をその都度記入していない	3
	届出(法26条)	委託状況届を提出していない	4

# 最低工賃決定状況

令和6年1月現在、静岡県内で設定されている最低工賃は下記1件のみです。

## 1 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃

### 1 適用する家内労働者

静岡県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

### 2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

### 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本(キャップ通しについては1個)につき、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 30銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 46銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 53銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 65銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 27銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 57銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 72銭
キャップ通し	電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		1個につき 49銭

(注) 「カプラー差し」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

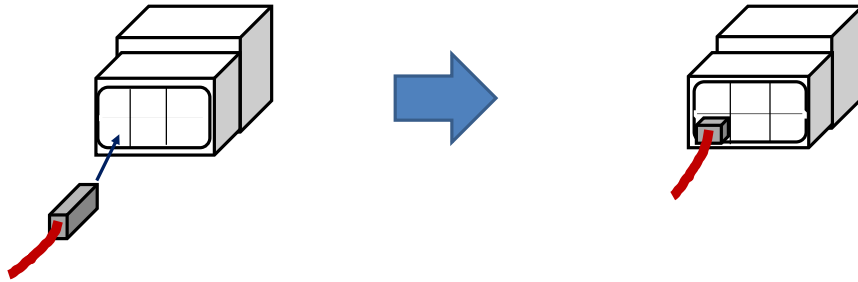
4 効力発生の日 令和5年5月5日

## 2 最低工賃が設定されている業務について

### (1)カプラー差しについて

「カプラー差し」とは、電線の末端に取り付けられた端子( )をカプラー( )に差し込むことをいいます。なお、「カプラー」のことを「コネクター」又は「ケース」ともいいます。

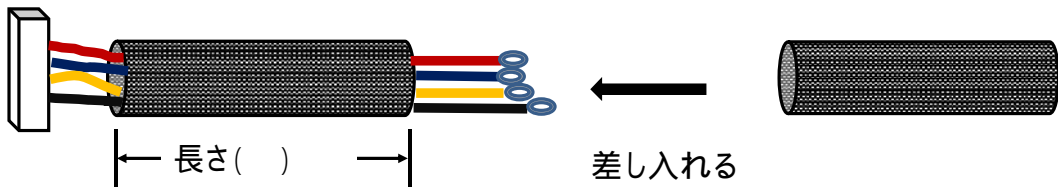
最低工賃は、電線の長さ毎にカプラーに端子1個を差し込む場合の工賃を定めています。



### (2)チューブ通しについて

「チューブ通し」とは、電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいいます。

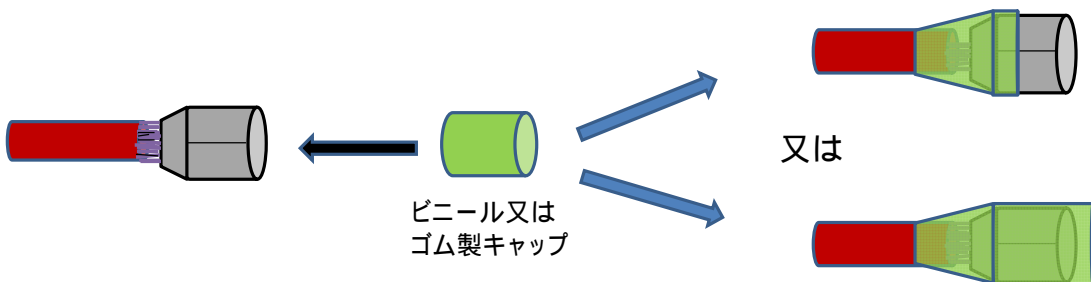
最低工賃は、丸チューブの長さ( )毎に工賃を定めています。



### (3)キャップ通しについて

「キャップ通し」とは、電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップを被せることをいいます。

最低工賃は、端子に絶縁キャップ1個を被せる毎に工賃を定めています。



## 参考

### 家内労働手帳

「家内労働手帳」は、委託条件を文書で明確にし、当事者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

「家内労働手帳」の記入事項として、

最初に、手帳を交付するに当たって記入すべき事項

委託をする都度記入すべき事項

家内労働者から製造、加工した製品を受領するつど記入すべき事項

工賃を払う都度記入すべき事項

がそれぞれ決められています(資1、資2ページの伝票式家内労働手帳のモデル様式参照)

### 委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月30日までに、4月1日現在における委託業務の内容、家内労働者数などを記入した「委託状況届」を所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出しなければならないこととされています(資3ページの委託状況届参照)。



<p style="font-size: 24px; margin: 0;">注文伝票</p> <p style="margin: 0;">_____ 殿 _____ 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">委託者 _____</p>				
品名	数量	単価	納期	備考
工賃支払期日		令和 年 月 日付け「基本委託条件の通知」による。		
注) 記入した日から2年間保存して下さい。				

(使用上の注意)

1. 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。  
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
2. 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受入伝票</p> <p style="margin: 0;">_____ 殿 _____ 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">委託者 _____</p>					
品名	数量	単価	金額	製品の受領印	備考
合 計					
月 日 締 切 分	累 計 金 額			備 考	
注) 記入した日から2年間保存して下さい。					

(使用上の注意)

- 製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、
- (1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
  - (2) 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。



# 委託状況届の記入要領と記載例

毎年、4月1日現在の状況を、この「委託状況届」で、4月30日までに届け出てください。

営業所とは、委託者の委託業務の中心となる場所をいいます。営業所の名称は省略しないでください。また、個人事業主で定まった名称がない場合には事業主の氏名を記入してください。

営業所の所在地は、省略しないで、番地、号まで分かるように記入してください。電話番号も必ず記載してください。

様式第2号

## 委 託 状 況 届

事業の種類		営業所の名称					営業所の所在地						
電気機械器具製造業		〇〇製作所株式会社					静岡市〇〇区〇〇町 番号 (電話番号) 054-〇〇〇-						
委託業務の内容	委託地域	家内労働者数					補助者数					代理人数	
		男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満		計
自動車用ワイヤーハーネスカブラー差し	静岡 都道府県 (静岡市)	2		13		15		1		1		2	1
同上	静岡 都道府県 (焼津市)			5		5							
同上	静岡 都道府県 (富士市)	1		5	1	6	1						
	都道府県 ( )												
	都道府県 ( )												
備 考													

令和〇〇年 4月 日

静岡 労働局長 殿

委託者氏名 〇〇製作所株式会社 代表取締役 静岡太郎

注 意

- 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
- 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄( )の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

委託状況届の提出先は、営業所の所在地を管轄する **労働基準監督署** です。

提出部数は**2部**です。(受理印のある事業所控えが必要であれば3部提出願います。)

委託者の氏名を記入してください。なお、押印は不要です。

委託業務の内容とは、家内労働者に委託している仕事の内容を言います。例えば、「自動車用ワイヤーハーネスのカブラー差し」等具体的な作業内容を記入してください。

委託地域は、市町単位に分けて記入してください。

家内労働者とは、委託者から原材料の提供を受けて、何らかの加工業務を行い、その出来高に応じて工賃を得る者であって、常態として、他人を使用せず、自分一人又は同居の親族とともに仕事を行っている者をいいます。

補助者とは、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者の手伝いをしている者をいいます。

代理人とは、委託者と家内労働者の間に立って、原材料、製品の運搬や、委託者に代わって仕事の割り振り等を行い、委託者から報酬を受けている者をいいます。

## 静岡県下 労働基準監督署

名 称	所 在 地	電 話 番 号
三島労働基準監督署	〒411-0033 三島市文教町一丁目3番112号 三島労働総合庁舎3階	055-986-9100
三島労働基準監督署 下田駐在事務所	〒415-0036 下田市西本郷二丁目5番33号 下田地方合同庁舎1階	0558-22-0649
沼津労働基準監督署	〒410-0831 沼津市市場町9番1号 沼津合同庁舎4階	055-933-5830
富士労働基準監督署	〒417-0041 富士市御幸町13番28号	0545-51-2255
静岡労働基準監督署	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2 相川伝馬町ビル2階・3階	監督関係(家内労働関係) 054-252-8106
島田労働基準監督署	〒427-8508 島田市本通一丁目4677番4号 島田労働総合庁舎3階	0547-37-3148
磐田労働基準監督署	〒438-8585 磐田市見付3599番地の6 磐田地方合同庁舎4階	0538-32-2205
浜松労働基準監督署	〒430-8639 浜松市中央区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎8階	監督関係(家内労働関係) 053-456-8148

### 静岡労働局労働基準部賃金室

〒420-8639

静岡市葵区追手町9番50号

静岡地方合同庁舎3階

(Tel) 054-254-6315

< 静岡労働局ホームページ >

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>

(令和7年3月作成)

## 静岡労働局労働基準部賃金室

〒420-8639  
静岡市葵区追手町9番50号  
静岡地方合同庁舎3階

(Tel) 054-254-6315

< 静岡労働局ホームページ >

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>

(令和7年3月作成)